

第 2 2 期 決算公告

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目 2 番 1 1 号

AGS プロサービス株式会社

代表取締役社長 藤原 義和

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	680,162	流 動 負 債	365,291
現金及び預金	436,829	買掛金	36,706
売掛金	238,197	未払金	24,174
前払費用	5,067	未払費用	232,000
立替金	61	未払消費税	36,422
預け金	6	未払法人税等	29,000
固 定 資 産	79,253	未払事業所得税	1,329
有形固定資産	5,219	預り金	5,658
建物附属設備	0	固 定 負 債	20,591
器具備品	5,219	退職給付引当金	7,464
無形固定資産	3,031	長期未払金	13,126
ソフトウェア	3,031	負 債 合 計	385,882
投資その他の資産	71,002	純資産の部	
差入保証金	4,109	株 主 資 本	373,532
長期前払費用	810	資本金	30,000
繰延税金資産	64,882	利益剰余金	343,532
ゴルフ会員権	2,200	利益準備金	7,500
貸倒引当金	△1,000	繰越利益剰余金	336,032
		(うち当期純利益)	(116,237)
		純 資 産 合 計	373,532
資 産 合 計	759,415	負債及び純資産合計	759,415

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・定率法
- ② 無形固定資産・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、市区町村窓口業務、銀行システムの運用やＢＰＯサービスなどを提供する「アウトソーシング」を行っております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

② その他情報サービス

その他情報サービスにおいては、ＡＧＳグループ内、市区町村窓口、一般先に要員を派遣する人材派遣サービスを行っております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

2. 重要な後発事象に関する注記

(グループ会社一部業務の吸収分割による承継)

当社は、2026年4月15日開催の取締役会において、親会社であるAGS株式会社の完全子会社であるAGSビジネスコンピューター株式会社（以下、「ABC」）のEB業務部及びその事業を吸収分割により承継することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 AGSビジネスコンピューター株式会社

結合する事業の内容 EB業務部及びその事業

② 企業結合日

2027年4月1日

③ 企業結合の法的形式

ABCを分割会社、当社を承継会社とする吸収分割

株主総会承認を要しない簡易分割を適用する予定です。

④ 結合後企業の名称

AGSプロサービス株式会社

⑤ 企業結合の目的

ABCのEB業務は、お客様のシステムやサービスの保守・運用業務、カスタマーサポート業務などの視点から、当社の主要業務と共通性のある事業であり、吸収分割により、ABC及び当社が、これまで培ってきた経験やノウハウを相互に活かしつつ、一層のサービス品質向上を目指すものです。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。